

お祭り・イベントなど不特定多数の人が集まる催し※1で
対象火気器具等※2を扱う露店等※3を開設する際は、

①業務用消火器の設置 ②露店等の開設届 が必要です！

※1 催しは屋内、屋外を問わず対象となります。

※2 対象火気器具等とは、気体燃料(LPガス等)・液体燃料(灯油、ガソリン等)・固体燃料(炭等)を使用する器具、電気を熱源とする器具をさします。

※3 露店等とは露店、屋台その他これらに類するものを開設し、物品、飲食物等を販売又は提供するものをさします。



対象火気器具等一例

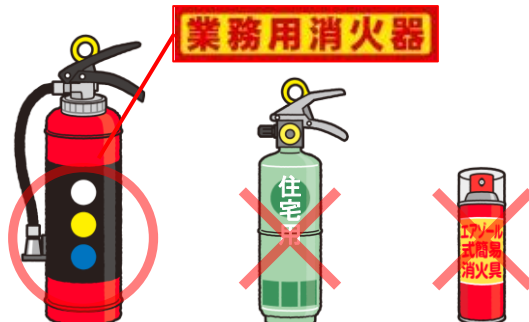


☑露店等を開設しない場合でも、不特定多数の人が集まる催しにおいて対象火気器具等を使用する際は、露店等の開設届は必要ありませんが、消火器の設置は必要です。

①業務用消火器の設置

- ・露店等ごとに1本以上を設置。
- ・住宅用消火器※4は認められません。
- ・腐食、破損がある等不適切なものは認められません。

※4 水バケツ、エアゾール式の簡易消火用具も認められません。



●「露店等の開設届」は市ウェブサイトからダウンロードでも入手できます。

露店等の開設届

サイト内検索



名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp>) にアクセスし、トップページのサイト内検索に「露店等の開設届」と入力して検索すると、届出書をダウンロードすることができますのでご利用ください。
(トップページ>届出と証明>申請書・届出書ダウンロード>火災予防)

②露店等の開設届

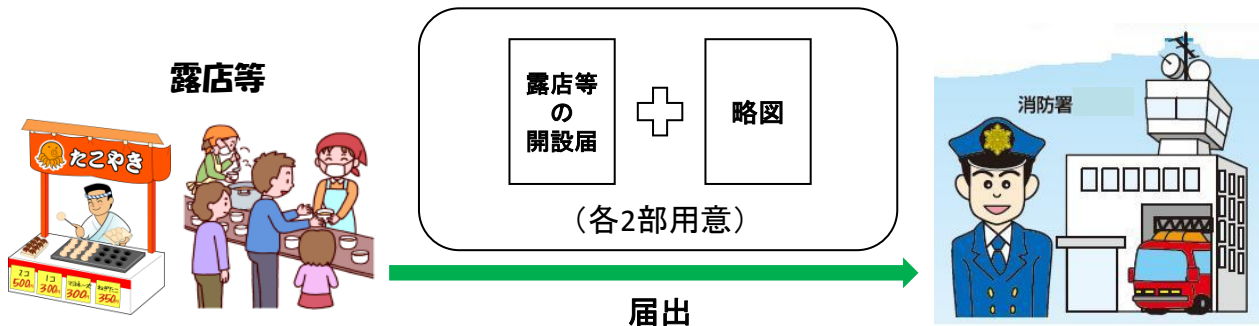
露店等の開設状況や消火器の設置状況をあらかじめ消防署へ届け出ていただくものです。

(1)届出者

主催者、露店等を開設される方又はその他関係者

(2)届出書類

- ・露店等の開設届
- ・略図(露店等・対象火気器具等・消火器の設置場所を記したもの)



備考

火災予防条例第28条と第69条による「禁止行為解除に関する申請書」、「催物開催届」又は「仮設飲食店開設届」を提出する必要がある場合は、「露店等の開設届」を重複して提出する必要はありません。ただし、略図と同等のものは必須となります。詳細は、所轄の消防署へ確認してください。

次のような場合は不特定多数の人が集まる催しにはなりません

- ・近親者によるバーベキュー
- ・幼稚園のもちつき大会（子ども及び父母等のみの場合）
- ・子ども会における屋外催し（子ども及び父母等のみの場合）

消火器の不適正な訪問販売にご注意ください！

消防署が消火器を販売することはありません。

◆ご不明な点は名古屋市内の各消防署予防課までお問い合わせください。

千種消防署	764-0119	中村消防署	481-0119	熱田消防署	671-0119	守山消防署	791-0119
東消防署	935-0119	中消防署	231-0119	中川消防署	363-0119	緑消防署	896-0119
北消防署	981-0119	昭和消防署	841-0119	港消防署	661-0119	名東消防署	703-0119
西消防署	521-0119	瑞穂消防署	852-0119	南消防署	825-0119	天白消防署	801-0119

※この印刷物は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。